地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

## 豊橋市教育委員会

## 豊橋市教育委員会規則第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係規則の整備に関する規則

(豊橋市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 豊橋市教育委員会公告式規則 (昭和27年豊橋市教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 地方教育行政の組織及び運営に	第1条 地方教育行政の組織及び運営に
関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第</u>	関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第</u>
<u>15条第2項</u> の規定に基づく公告式は、	<u>14条第2項</u> の規定に基づく公告式は、
この規則の定めるところによる。	この規則の定めるところによる。

(豊橋市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 豊橋市教育委員会公印規則 (昭和27年豊橋市教育委員会規則第5号) の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前
(公印の種類)	(公印の種類)
第2条 公印は、次のとおりとする。	第2条 公印は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 豊橋市教育委員会委員長印

# (3) 豊橋市教育委員会委員長職務代

理者印

 $\underline{(4)} \sim \underline{(8)} \qquad (略)$ 

(2) $\sim$ (6) (略)

別表 (第3条関係)   公印の名称 形状 寸法 書体 個数 使用区分   (略)   豊橋市教育委員会印 正方形 1.5センチ			改正後			
(略)   豊橋市教育委員会印 正方形   1.5センチ れい書古   印体 専用(印影専	別表(第3条関係)					
豊橋市教育委員会印 正方形 1.5センチ れい書古 成学援助事務 申用(印影専	公印の名称	形状	寸法	書体	個数	使用区分
豊橋市教育委員会印 正方形 1.5センチ れい書古 1 専用(印影専	(略)					
	豊橋市教育委員会印	正方形	1.5センチ	れい書古 印体	1	専用(印影専

## 改正前

# 別表 (第3条関係)

形状	寸法	書体	個数	使用区分	
(略)					
		わい書士		就学援助事務	
正方形	1.5センチ		1	専用(印影専	
		□11 <del>     </del>		用)	
正方形	9 3センチ	れい書古	1	一般公文書	
11.77 /17	2.0	印体	1		
正古形	9 3 センチ	れい書古	1	一般公文書	
11.77/11/2	2. 3 E Z J	印体	1	双公义音	
	正方形	正方形 1.5センチ 正方形 2.3センチ	正方形 1.5センチ れい書古 印体 2.3センチ れい書古 印体 れい書古 印体 れい書古 1.5 センチ れい書古 1.5 モカ形 2.3 センチ れい書古 1.5 モカド 2.3 センチ れい書古	正方形 1.5センチ れい書古 1 印体 1 正方形 2.3センチ れい書古 1 印体 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

(豊橋市教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 豊橋市教育委員会会議規則 (平成8年豊橋市教育委員会規則第1号) の一部 を次のように改正する。 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 削除(第2条・第3条)

第3章 会議(第4条-第21条)

第4章 会議録 (第22条-第23条の2)

第5章 傍聴(第24条—第28条)

第6章 雑則 (第29条·第30条)

附則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第16条</u>の規定に基づき、教育委員会(以下「委員会」という。)の会議その他の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 削除

第2条及び第3条 削除

目次

第1章 総則(第1条)

第2章委員長及び委員長職務代理者の選出方法(第2条・第3条)

第3章 会議(第4条-第21条)

第4章 会議録 (第22条・第23条)

第5章 傍聴 (第24条-第28条)

第6章 雑則 (第29条・第30条)

附則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第15条</u>の規定に基づき、教育委員会(以下「委員会」という。)の会議その他の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 <u>委員長及び委員長職務代</u> 理者の選出方法

(委員長の選挙等)

- 第2条 委員長の選挙は、会議において 単記無記名投票により行い、有効投票 の最多数を得た者をもって当選者とす る。ただし、最多数を得た者が2人以 上あるときは、くじで当選者を定め る。
- 2 前項の選挙について、委員の中に異 議がないときは、指名推薦の方法を用 いることができる。この場合において

(定例会及び臨時会)

第4条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は1日とする。ただし、<u>出席者</u>の過半数が必要があると認めるときは、会期を延長することができる。

2 · 3 (略)

4 委員2人以上から、会議にこれを付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、<u>教育長</u>は、これを招集しなければならない。

(会議の招集)

第6条 (略)

2 <u>教育長</u>は、会議の招集を行った場合には、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示する。

3 (略)

(参集)

第7条 (略)

2 委員は招集に応ずることができない ときは、その理由を付して会議開会前 までに<u>教育長</u>に届け出なければならな い。

(開会及び閉会)

第8条 開会及び閉会は、教育長が宣告

は、被指名人を当選者と定めるべきか どうかを会議に諮り、委員全員の同意 があった者をもって当選者とする。

(委員長職務代理者の指定)

第3条 前条の規定は、委員長職務代理 者の指定について準用する。

(定例会及び臨時会)

第4条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は1日とする。ただし、<u>出席委員</u>の過半数が必要があると認めるときは、会期を延長することができる。

2 • 3 (略)

4 委員2人以上から、会議にこれを付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、<u>委員長</u>は、これを招集しなければならない。

(会議の招集)

第6条 (略)

2 <u>委員長</u>は、会議の招集を行った場合には、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示する。

3 (略)

(参集)

第7条 (略)

2 委員は招集に応ずることができない ときは、その理由を付して会議開会前 までに<u>委員長</u>に届け出なければならな い。

(開会及び閉会)

第8条 開会及び閉会は、委員長が宣告

する。

(議事日程)

第9条 教育長は、議事日程を作成し、 議案、報告書、請願書及び陳情書を添 え、開会の日前3日までに、委員に送 付しなければならない。ただし、急施 を要するとき、又はその他教育長が認 めたときは、これを省略することがで きる。

2 (略)

(発議)

第10条 委員が議案を提出しようとする ときは、その案を備え理由を付け、賛 成者があるときは、連署して<u>教育長</u>に 提出しなければならない。

(議題の宣告)

- 第15条 <u>教育長</u>は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。
- 2 教育長が必要と認めたときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(発言)

- 第16条 発言しようとする者は、<u>教育長</u> の許可を得なければならない。
- 2 2人以上が発言を求めたときは、<u>教</u> <u>育長</u>は先に発言したと認めた者を指名 して発言させるものとする。

3 (略)

(採決)

第17条 <u>教育長</u>は、議題について討論が 尽きたと認めたときは、会議に諮って 採決しなければならない。 する。

(議事日程)

第9条 <u>委員長</u>は、議事日程を作成し、 議案、報告書、請願書及び陳情書を添 え、開会の日前3日までに、委員に送 付しなければならない。ただし、急施 を要するとき又はその他<u>委員長</u>が認め たときは、これを省略することができ る。

2 (略)

(発議)

第10条 委員が議案を提出しようとする ときは、その案を備え理由を付け、賛 成者があるときは、連署して<u>委員長</u>に 提出しなければならない。

(議題の宣告)

- 第15条 <u>委員長</u>は、会議に付議すべき事件を宣告しなければならない。
- 2 <u>委員長</u>が必要と認めたときは、2件 以上の事件を一括して議題とすること ができる。

(発言)

- 第16条 発言しようとする者は、<u>委員長</u> の許可を得なければならない。
- 2 2人以上が発言を求めたときは、<u>委</u> <u>員長</u>は先に発言したと認めた者を指名 して発言させるものとする。

3 (略)

(採決)

第17条 <u>委員長</u>は、議題について討論が 尽きたと認めたときは、会議に諮って 採決しなければならない。

- 2 教育長は、採決しようとするとき 2 委員長は、採決しようとするとき は、これを宣告する。
- 3 教育長が採決を宣告した後は、何人 も、議題について発言することができ ない。

(不在委員等)

#### 第18条 (略)

- 2 採決を宣告するとき、出席者は必ず 採決の数に加わらなければならない。
- 3 出席者は、自己の表決について更正 を求め、又は条件を付すことはできな V)

(採決の方法)

- 第19条 採決の方法は、挙手、記名投票 及び無記名投票の3種とする。ただ し、教育長は、議題に対する異議の有 無を諮り異議がないときは、直ちに可 決の旨を宣告することができる。
- 2 前項の投票は、教育長の定める投票 用紙を用いてこれを行う。

(採決結果の宣告)

第21条 教育長は、採決の結果を宣告し なければならない。

(会議録の記載事項)

- 第22条 会議録には、会議の次第及び次 に掲げる事項を記載しなければならな V10
  - (1) (略)
  - (2) 出席者及び説明のため出席した 職員の職氏名
  - (3) (略)

- は、これを宣告する。
- 3 委員長が採決を宣告した後は、何人 も、議題について発言することができ ない。

(不在委員等)

#### 第18条 (略)

- 2 採決を宣告するとき、議場にいる委 員は必ず採決の数に加わらなければな らない。
- 3 委員は、自己の表決について更正を 求め、又は条件を付すことはできな V)

(採決の方法)

- 第19条 採決の方法は、挙手、記名投票 及び無記名投票の3種とする。ただ し、委員長は、議題に対する異議の有 無を諮り異議がないときは、直ちに可 決の旨を宣告することができる。
- 2 前項の投票は、委員長の定める投票 用紙を用いてこれを行う。

(採決結果の宣告)

第21条 委員長は、採決の結果を宣告し なければならない。

(会議録の記載事項)

- 第22条 会議録には、会議の次第及び次 に掲げる事項を記載しなければならな V10
  - (1) (略)
  - (2) 出席した委員及び説明のため出 席した職員の職氏名
  - (3)(略)

- (4) その他教育長又は会議において 必要と認めた事項
- 2 秘密会の議事及び教育長が取消しを 命じた発言は、会議録に記載しない。

(会議録の署名)

第23条 会議録に署名する委員は2人と し、会議の始めにおいて教育長が会議 に諮り、これを定める。

(会議録の公表等)

第23条の2 教育長は、会議録を作成し たときは、事務局に備え置き、一般の 閲覧に供し、及びインターネットの利 用その他の方法により、これを公表し なければならない。

(傍聴できない者)

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する 者は、傍聴をすることができない。
  - (1) (2) (略)
  - (3) その他教育長が職務執行上支障 があると認めた者

(違反に対する措置)

第27条 教育長は、傍聴人が係員の指示 に従わないときは、当該傍聴人を退場 させることができる。

(請願及び陳情)

- 第29条 委員会に対する請願及び陳情 は、文書によりその要旨、提出年月日 並びに提出する者の住所及び氏名を記 載し、押印のうえ、教育長に提出しな ければならない。
- 2 請願が提出されたときは、教育長 2 請願が提出されたときは、委員長 は、これを会議に付してその採否を決し

- (4) その他委員長又は会議において 必要と認めた事項
- 2 秘密会の議事及び委員長が取消しを 命じた発言は、会議録に記載しない。

(会議録の署名)

第23条 会議録に署名する委員は2人と し、会議の始めにおいて委員長が会議 に諮り、これを定める。

(傍聴できない者)

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する 者は、傍聴をすることができない。
  - (1) (2) (略)
  - (3) その他委員長が職務執行上支障 があると認めた者

(違反に対する措置)

第27条 傍聴人が係員の指示に従わない ときは、委員長は退場させることがで きる。

(請願及び陳情)

- 第29条 委員会に対する請願及び陳情 は、文書によりその要旨、提出年月日 並びに提出する者の住所及び氏名を記 載し、押印のうえ、教育長を通じて委 員長に提出しなければならない。
- は、これを会議に付してその採否を決

めなければならない。

(会議の運営に関し必要な事項)

- 第30条 この規則に定めるもののほか、 会議の運営に関し必要な事項は、<u>教育</u> 長が会議に諮って定める。
- この規則の疑義は、<u>教育長</u>が会議に 諮って、これを定める。

めなければならない。

(会議の運営に関し必要な事項)

- 第30条 この規則に定めるもののほか、 会議の運営に関し必要な事項は、<u>委員</u> 長が会議に諮って定める。
- この規則の疑義は、<u>委員長</u>が会議に 諮って、これを定める。

(教育長委任規則の一部改正)

第4条 教育長委任規則 (平成20年豊橋市教育委員会規則第1号) の一部を次のよう に改正する。

改正後	改正前
教育長 <u>に対する事務委任等に関す</u>	教育長 <u>委任</u> 規則
<u>る</u> 規則	

(委任する事務)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第 25条第1項の規定に基づき、教育委員 会の権限に属する事務のうち、次に掲 げるものを教育長に委任する。

争訟に関する事務

(委員会の会議への報告)

- 第2条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告をしなければならない。
  - (1) 教育委員会が重点的に講ずるも のと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議
  - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に

地方教育行政の組織及び運営に関する 法律(昭和31年法律第162号)<u>第26条第1</u> 項の規定に基づき、教育委員会の権限に 属する事務のうち、次に掲げるものを教 育長に委任する。

争訟に関する事務

現に被害が生じ、又はまさに被害の 生ずるおそれがあると見込まれる場 合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始し た後最初に招集される会議からその 後当該事務の処理を終了した後最初 に招集される会議までの会議

- (3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議(指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議)
- (4) 前条の規定に基づいて教育長に 委任した事務のうち重要と認めるも の 当該事務の処理を終了した後最 初に招集される会議(当該事務の処 理に長時間を要すると認めるとき は、適当な中間的な時期に招集され る会議を含む。)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律 第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当 該在職する間においては、この規則による改正後の各規則の規定は適用せず、こ の規則の規定による改正前の各規則の規定は、なおその効力を有する。